平成２３年（フ）第９号
鳥取県米子市上福原３丁目１番６―804号
債務者　舩岡　　收
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１６０号
広島県三原市東町２丁目４番22―301号
債務者　久吉恵美子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
広島県尾道市向島町13961番地４
債務者　半田　秀樹
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第６６８号
愛媛県伊予郡松前町大字昌農内454番地１
債務者　黒田　直樹
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第７号
福岡県飯塚市鯰田2525番地93
債務者　山田友紀こと　金　　友紀
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第８号
福岡県大川市大字向島1855番地２
債務者　中島　進也
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第４号
宮崎市橘通西２丁目５番11号　ハイムローゼン501号
債務者　靏田　　稔
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２号
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣3793番地２
債務者　藤村　律子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３号
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣3793番地２
債務者　藤村　修一
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４号
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣3793番地２
債務者　藤村　信之
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７３号
福島市蓬莱町１丁目４番25号
債務者　松岡　　謙
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３５９号
福井市天菅生町第４号57番地甲
債務者　酒井　浩同
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３７号
福井県越前市向陽町186番地　エスポワール向陽Ａ―101
債務者　永田　里美
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５８号
福井県丹生郡越前町新保第13号20番地
債務者　小島　泰幸
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２号
福井県鯖江市御幸町３丁目９番Ａ２―206号
債務者　山田　　幹
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１２４号
名古屋市中村区熊野町１丁目１番地　レジデンス輝鳴102号
債務者　伊藤　和子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９号
愛知県春日井市味美白山町１丁目９番地11
債務者　神谷　正幸
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５３号
山口県岩国市玖珂町1095番地９　ソラニウムメゾンＡ―２
債務者　高野　百合
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
山口地方裁判所岩国支部